

千代田区債権管理条例

(目的)

第1条 この条例は、千代田区（以下「区」という。）の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、その適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区の債権 金銭の給付を目的とする区の権利（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第240条第4項第3号から第8号までに掲げる債権を除く。）をいう。
- (2) 私債権 区の債権のうち、公債権（法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権及び地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第4号に規定する地方税（以下「地方税」という。）に係る債権をいう。以下同じ。）以外のものをいう。
- (3) 非強制徴収公債権 公債権のうち、強制徴収公債権（法第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権及び地方税に係る債権をいう。）以外のものをいう。
- (4) 私債権等 区の債権のうち、私債権及び非強制徴収公債権をいう。

(法令等との関係)

第3条 区の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は条例若しくはこれに基づく千代田区規則その他の規程（以下「法令等」という。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(区長の責務)

第4条 千代田区長（以下「区長」という。）は、法令等の規定に基づき、適切かつ効率的に区の債権を管理しなければならない。

2 区長は、区の債権の管理の適正化を図るため、区の債権の管理に関する事務の処理について手続を整えるとともに、当該事務の処理について必要な調整を行うものとする。

(台帳の整備)

第5条 区長は、区の債権を適正に管理するため、千代田区規則で定める事項を記載した台帳を整備するものとする。

(徴収停止)

第6条 区長は、私債権等で履行期限後相当の期間を経過しても、なお完全に履行されていないものについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第171条の5各号のいずれかに該当するほか、債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けているとき又はこれに準ずる状態をいう。以下同じ。）にあり、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしない

ことができる。

(放棄)

第7条 区長は、私債権等について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該私債権等及びこれに係る遅延損害金その他の徴収金を放棄することができる。

- (1) 債務者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難で当該私債権等について履行される見込みがないと認められるとき。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により債務者が当該私債権等につきその責任を免れたとき又は法人である債務者が同法第216条若しくは第217条の規定による破産手続廃止の決定を受け、当該決定が確定したとき。
- (3) 当該私債権について消滅時効に係る時効期間が満了したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）。
- (4) 令第171条の2の規定による強制執行等の手続をとっても、なお完全に履行されない当該私債権等について、当該強制執行等の手続が終了した場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、履行される見込みがないと認められるとき。
- (5) 前条の規定による徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、履行される見込みがないと認められるとき。
- (6) 債務者が死亡、失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないと認められるとき。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、千代田区規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の規定は、令和6年4月1日から施行する。